



Firm News Vol. 140 Aug 2023

- **【統計情報】**「長時間労働が疑われる事業場に対する令和4年度の監督指導結果」について
- **【お知らせ】**
令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について



▶【統計情報等】「長時間労働が疑われる事業場に対する令和4年度の監督指導結果」について

2023（令和5）年8月3日、厚生労働省より「長時間労働が疑われる事業場に対する令和4年度の監督指導結果」が公表されました。この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象に実施されています。

現在、「労働時間管理」は、企業の労務管理における最も重要な部分とされ、労働基準監督署が実施する定期監督や臨検においては、必ずと言って良いほど、労働時間（時間外労働の状況やそれに対する割増賃金の支払い、記録の方法や保管等）についての確認が実施されます。

以下では、公表された内容について、そのポイントを見て行きたいと思います。

▶監督指導結果＜監督指導結果のポイント＞

＜監督指導結果のポイント＞

- ✓ 対象事業場：①各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場
②長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場
- ✓ 監督指導の実施事業場数：33,128事業場
- ✓ 主な違反内容（監督指導実施事業場のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場）
 - ①違法な時間外労働があったもの：14,147事業場（42.6%）
うち時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
 - 月80時間を超えるもの：5,247事業場（37.1%）
 - うち、月100時間を超えるもの：3,320事業場（23.5%）
 - うち、月150時間を超えるもの：752事業場（5.3%）
 - うち、月200時間を超えるもの：168事業場（1.2%）
 - ②賃金不払い残業があったもの：3,006事業場（9.0%）
 - ③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：8,852事業場（26.6%）
- ✓ 主な健康障害防止に関する指導の状況（監督指導実施事業場のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場）
 - ①過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：13,296事業場（40.0%）
 - ②労働時間の把握が不適切なため指導したもの：6,069事業場（18.3%）



＞監督指導結果＜監督指導により把握した実態＞

（１）時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった14,147事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、5,247事業場で1か月80時間を、うち3,320事業場で1か月100時間を、うち752事業場で1か月150時間を、うち168事業場で1か月200時間を超えていた。

（時間外・休日労働時間が最長の者の実績（労働時間違反事業場に限る））

監督指導実施 事業場数	労働時間違反 事業場数	80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
33,218	14,147	8,900	5,247	3,320	752	168

（２）労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、3,243事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、13,423事業場でタイムカードを基礎に確認し、5,236事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、1,439事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、9,059事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

（監督指導実施事業場における労働時間の管理方法）

原則的な方法(※1、2)				自己申告制 (※2、3)
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、 IDカードを基礎	PCの使用時間の 記録を基礎	
3,243	13,423	5,236	1,439	9,059

※1 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

※2 監督指導実施事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

※3 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。



➤【お知らせ】令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について

2023（令和5）年7月28日、厚生労働省は、今年度の地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会の答申を公表致しました。目安は、各都道府県をA～Cのランクに分け、そのランクに応じて金額を設定しております。今年度は、Aランク41円、Bランク40円、そしてCランク39円となっております。

また、各ランクの都道府県の数ですが、Aランク6都府県、Bランク28道府県、Cランク13件となっております（下記の表をご確認ください。）。

今後、各地方最低賃金審議会において、今回の答申を参考に地域別最低賃金が決定されていくこととなりますが、もし、目安通りに最低賃金額が引き上げられた場合には、全国加重平均は1,002円となり、初めて、1,000円を上回ることであります。

（参考）各都道府県に適用される目安のランク

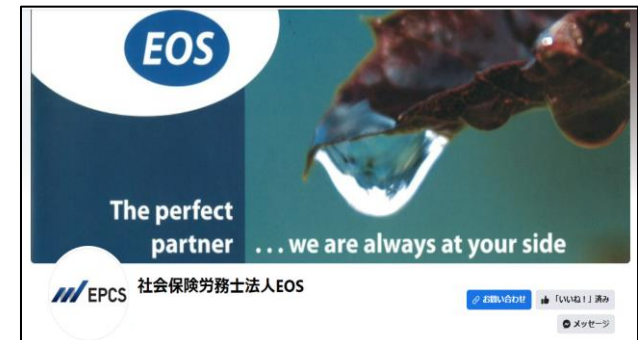
ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

➤【お知らせ】社会保険労務士法人EOS Facebookスタート

この度、社会保険労務士法人EOSでは公式Facebookページを開設いたしましたのでお知らせいたします。

従来、EPコンサルティングサービスのホームページ（<https://www.epcs.co.jp/>）におきまして、Firm Newsやコラム等により各種情報発信を行ってまいりましたが、今後は、Facebookにおきましても、随時、皆様のお役に立つ情報等を発信して参ります。

是非ページに「いいね！」よろしくお願い致します。



本紙に関するお問合せ、人事労務に関するご相談等は、
下記までご連絡ください。

社会保険労務士法人EOS
東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー16階
E-mail: accounting@epcs.co.jp
URL: <https://www.epcs.co.jp>